

LEGAL REPORT

「高年齢者雇用安定法 9 条 1 項の私法的効力の有無」

2012.04.01



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月

(登録番号22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 岡山芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13.～ 岡山弁護士会住宅紛争
審査会・紛争処理委員

H14.02.01～H22.03.31

岡山県建設工事紛争
審査委員

H17.04.～H18.03

岡山弁護士会副会長

H18.05.～H21.04

日弁連ADR委員会委員

H18.08.～ 手島弁護士と事務
所合併

H22.07.～ 岡山県収用委員会
委員

1 はじめに

高年齢者雇用安定法(以下「高年法」という)9条には次のように規定されています。

(高年齢者雇用確保措置)

第九条 定年(六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入

三 当該定年の定め廃止

高年齢者雇用確保措置は、2006年4月1日から法的義務に格上げされています。

そこで、この義務に違反している場合、高年法に基づき労使間での雇用関係の成

立という法的効果を生じさせるのか(この場合私法的効力があるということになります)、単に行政法規違反というに止まるのかという問題が生じます。

2 判例の概観

(1)大阪高等裁判所平成21年11月27日NTT西日本事件判決

この判決では以下の3つの理由を掲げて高年法の私法的効力を否定しました。

①仮に、高年法第9条によって事業主に継続雇用についての制度を作る義務があるとしても、その義務の内容が抽象的で、直ちに私法上の効力を発生させるほどの具体性を備えているとまでは認めがたい。

②同法第9条第2項は、一定の場合に継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準を定めることを許容し、各事業主がその実情に応じて柔軟な措置を講ずることを許容しているものと解される。

③労働基準法は第13条で「労働基準法の基準を下回る労働契約は無効である」と定めているが、高年法では

第9条1項の義務に違反した場合について、このような私法的効力を認める旨の明文規定も、補充的効力に関する規定もなく、仮に同条1項の義務を私法上の義務と解すると、義務内容となる給付内容が特定できないといった解釈上困難な問題を引き起こす。

(2)横浜地裁川崎支部平成22年2月25日判決

この判決は、労働組合と協定して導入した継続雇用基準が所定の手続き要件を満たしていないとして無効とし、さらに当該基準に従って規定された就業規則も無効であるとししました。そして、そこから直ちに原告に労働契約上の権利を有する地位を認めています。

この判決をもって、高年法に私法的効力を認めた判決例であると評価できるかという点と相当疑問符が付きます。

なぜなら、同事件では高年法9条に私法的効力があるか否かが争点として議論された形跡がなく、判決内容も高年法9条の私法的効力には一切言及せず結論を導き出しているからです。学者から「結論と高年法9条違反の効果とのつながりに関して、検討が甚だ不十分であると言わざるを得ない」と評論されているところです(ジュリストNo.1417東京大学専任講師池田悠)。

以上から判例が分かれているとみるべきではなく、むしろ裁判実務は否定説を採用しているとみるべきです。

3 学説はどうか

高年法9条の規定にも係わらず60歳定年制のままでは何らの継続雇用措置を採っていない場合について、学者はどのような議論を行っているのでしょうか。

A説 定年は有効

高年法は公法上の義務を課すものに過ぎないから60歳定年制は無効ではない(65歳までの雇用義務を課すものではない)(櫻庭涼子)。

B説 法所定年齢までの継続雇用となる

高年法の私法的効力を否定しつつも、就業規則の合理的補充解釈により法所定年齢までの継続雇用措置が導入される(三井正信)。

C説 定年が無効になる

事業主には、高年法9条1項の趣旨より、本来は定年制の廃止もしくは65歳以上への引き上げを求めるべきであるが、それが困難な場合に継続雇用制度の選択を認めたものであり、このような穏やかな措置も採らないままに65歳未満の定年制を維持している場合には、その定年制は無効になると解するほかないとする(根本到)。

4 考察

色々議論はなされていますが、そもそも行政解釈が高年法の私法的効力を否定している中で、正面から肯定説に立った解釈運用はしくないのではないかと思います。また、高年法9条1項に私法的効力を認める見解に立つと、義務内容となる給付内容が特定できないという問題がどうしても付いてまわります。更に、前記C説に対しても高年法9条1項の3つの選択肢のいずれかを強制することを解釈論として導くことは困難との指摘もあります。

やはり私法的効力否定説が実務の流れというべきかと思います。

5 最後に

この問題は解釈だけで解決できない内容を含んでいます。2012年2月16日、厚労省は高年法改正案要綱を発表しましたので、今後の改正の議論に注目したいと思います。

本レポートは、二弁フロンティア1.2月合併号、などを参考にしました。

(2012.04.01)